



狛江市新生児世帯応援給付金 オンライン申請のご案内

⚠️ 申請する前に、必ずお読みください。

- ・この給付金は、令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、かつ出生日から申請日まで、引き続き狛江市内に住民登録をしている新生児がいる世帯に、対象のお子さん1人につき10万円の給付金を市が支給するものです。
- ・このオンライン申請では、マイナンバーカードは必要ありません。
- ・世帯員1人あたり10万円を支給した国の特別定額給付金の支給を狛江市から受けていて、かつそのときと同じ口座への振込を希望する場合は、添付書類は不要です。

上記をお読みいただいたうえで、下記のいずれかにより申請してください



スマートフォン・
タブレットから申請



裏面の要領に沿って申請してください。



パソコンから申請



市ホームページの検索窓から検索

新生児 給付金

検索

または下記URLより申請フォームを呼び出してください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/>

[tokyo2/uketsuke/form.do?id=1606982324961](https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1606982324961)

特別定額給付金と同じ口座 に振込みを希望する方【添付書類不要】

■用意するもの



給付金申請書

Step.1

スマホ(タブレット)で
QRコードを読み込む



Step.2

申請フォームに
必要事項を入力し、送信



これで申請は完了です。
申請後2~3週間程度で、
指定の口座に振り込まれます。

⚠ 注意

狛江市以外の自治体から特別定額給付金の支給を受けた方は、この方法では申請できません。下段の方法により申請してください。

特別定額給付金と異なる口座 に振込みを希望する方

■用意するもの



給付金申請書



本人確認書類

運転免許証、健康保険証、パスポート等



振込先口座がわかるもの

キャッシュカード、預金通帳(口座番号、名義人が分かるもの)

Step.1

本人確認書類の画像
(表面・裏面)を用意する



Step.2

スマホ(タブレット)でQRコードを読み込む



Step.3

スマホ(タブレット)の画面を『PC版』に切り替える



Step.4

必要事項を入力、
Step1の画像を添付し、送信



これで申請は完了です。
申請後3~4週間程度で、指定の口座に振り込まれます。